

6. 公募要領等の主な変更点等について

1 研究種目ごとの審査区分と審査方式の変更について

(公募要領 学振P37)

○審査区分表の変更

- ・平成30年度公募より「系・分野・分科・細目表」が廃止され、「**審査区分表**」より**応募種目で指定された大・中・小区分の中からいずれかの区分**を選択することとなりました。
- ・新学術領域研究、特設分野研究、挑戦的研究の特設審査領域は別途審査区分が設定されていますので公募要領を十分に確認して選択してください。

○審査方式の変更

- ・審査方式は**種目により総合審査（書面審査及び合議審査）又は2段階書面審査により行われる**ようになりました。詳細は下記の表及び公募要領を確認してください。

【研究種目ごとの新たな審査区分と審査方式】

研究種目	応募区分	審査区分	審査方式
特別推進研究		人文社会系、 理工系、 生物系	総合審査 (書面審査及び合議審査) ※審査意見書(国内研究機関及び海外研究機関の研究者)の活用、ヒアリング審査の実施
基盤研究(S)		大区分	総合審査 (書面審査及び合議審査) ※審査意見書(国内研究機関の研究者)の活用、ヒアリング審査の実施
基盤研究(A)	一般	中区分	総合審査 (書面審査及び合議審査)
基盤研究(B)	一般	小区分	2段階書面審査
	特設分野研究		総合審査 (書面審査及び合議審査)
基盤研究(C)	一般	小区分	2段階書面審査
	特設分野研究		総合審査 (書面審査及び合議審査)
挑戦的研究(開拓・萌芽)		中区分及び特設 審査領域	総合審査 (書面審査及び合議審査)
若手研究		小区分	2段階書面審査

※応募区分「**海外学術調査**」の**新規応募研究課題の公募は停止**（研究対象の見直しなど改善を図った上で、平成30年1月以降に公募を実施する予定）

※応募区分「**特設分野研究**」の**新規分野の設定は停止**（**挑戦的研究（開拓・萌芽）の枠組みの下、新たに「特設審査領域」を設定**）

※「**新学術領域研究**」の審査区分、審査方式は従前と同様

○評定要素の変更

- ・**基盤研究(S・A・B・C)及び若手研究の評定要素について、表現の変更だけでなく、赤字のところが変わっています。**

(1) 研究課題の**学術的重要性・妥当性**

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・**研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。**
- ・**研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。**

(2) 研究目的、研究方法の**妥当性**

- ・研究目的が明確であり、その研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。
また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。

(3) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

(4) 研究課題の波及効果

- ・本研究課題によって成果があがった場合、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

・ **挑戦的研究（開拓・萌芽）の評定要素について、下記のとおり示されております。**

(1) 挑戦的研究としての妥当性

- ・これまでの学術の体系や方向を大きく変革、転換させる潜在性を有する研究課題であるか、また、（萌芽）において探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究計画の場合には、「挑戦的研究」としての可能性を有するか。

※（開拓）の場合

- ・着想に至る背景と経緯が明確で、それによって得られた研究構想は合理的か。また、挑戦性の高い課題の設定であるか。

※（萌芽）の場合

- ・着想に至る背景と経緯が明確で、それによって得られた研究構想は合理的か。また、挑戦的な課題の設定であるか。

(2) 研究目的及び研究計画の妥当性

- ・研究計画は明確であり、その研究目的を達成するため、研究計画は適切であるか。

(3) 研究遂行能力の適切性

※（開拓）の場合

- ・これまでの研究活動やその結果から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。
- ・研究計画の遂行の前提となる研究施設・設備・研究資料等、研究環境の準備状況は適切か。

※（萌芽）の場合

- ・これまでの研究活動やその結果から見て、研究計画に対する遂行能力を有していると判断できるか。

(4) 研究課題の波及効果

- ・本研究課題によって成果があがった場合、将来的により広い学術、科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献の可能性が期待できるか。

2. 研究計画調書の変更について

○応募者の利便性向上のため、様式上の罫線を削除。

○記載項目の一部修正

・従前の調書の記載事項に重複感があるといった指摘等を踏まえ、記載内容が重複しないよう簡潔化。

(1) **研究目的、研究方法を同じ欄に記載し、本研究の着想に至った経緯の欄を設定。**

(2) 「1. 研究目的、研究方法など」欄に **「研究課題の核心をなす学術的「問い」**」を項目として設定。

- ・当該研究課題を遂行することによって、**学術的に解明したい謎（知りたいこと）や、学術的に解決したい課題を記載。**

- ・書き方は研究者自身の裁量次第。

(3) 「2. 本研究の着想に至った経緯など」欄は審査委員が研究計画についてより理解を深めるため、**当該研究の特色を記述**する欄。

(4) 「これまでの研究活動」では、以下のような事項も記述可能。

●産前産後の休暇及び育児休業の取得や、介護休業の取得による中断など、**研究を中断していた期間の説明。**

●**成果に繋がった例や、成果に繋がらなかったものの新しい問題を発掘できた場合など。**

・研究代表者および研究分担者の研究業績」欄の記載条件の変更。

- (1) 応募課題に関連するものに限らず、また発表年に関わらず、応募者にとって重要と考える業績を記入できるように変更。(従来は5年以内、応募課題に関連するものという条件あり)
- (2) 連携研究者の業績については記入しないことに変更。(従来は記載も可能)
- (3) 「現在もしくは過去から発表年次の順に」記載することに変更。(従来は「現在から発表年次の順に」記載するという指示)
- (4) 科研費電子申請システムでの入力項目の増加
 - ・「6. 研究費とその必要性」欄、「7. 研究費の応募・受入等の状況」欄のシステムでの入力
 - ※年度ごとの罫線記入不要
 - ※「6. 研究費とその必要性」欄において自動計算が導入されるとともに、研究計画調書1枚目の年度及び項目ごとの小計も入力不要(自動で反映される)。
 - ※「7. 研究費の応募・受入等の状況」欄において本応募課題について、自動反映(研究期間中の使用金額を除く)

3. 若手研究の要件変更について

(公募要領 学振P16)

- 「若手研究(A)」の新規公募を停止。
- 「若手研究(B)」を「若手研究」に変更。
- 「若手研究」の対象について、「39歳以下の研究者」から「博士の学位取得後8年未満の研究者」に変更。

平成30年度公募における「若手研究」応募の可否

	39歳以下の研究者	40歳以上の研究者
博士の学位未取得者	○(3年程度の経過措置期間)	×(注1)
博士の学位取得後8年未満	○	○
博士の学位取得後8年以上	×(注2)	×(注2)

- (注1) 応募時に博士の学位を取得しておらず、平成30年4月1日までに博士の学位を取得する見込の者は応募可能。ただし、博士の学位を取得できなかった場合には、採択されても交付申請を辞退。
- (注2) 博士の学位取得後に取得した育児休業等(産前・産後の休暇、育児休業)の期間を考慮すると、博士の学位取得後8年未満となる者は応募可能。

- 同一研究者の受給回数制限は、従来どおり、平成29年度公募までに「若手研究(S・A・B)」を受給した回数を含めて2回まで。
- 若手研究(A・B)の3年の研究計画においても、「基盤研究」のうち金額規模が大きい種目(基盤研究(S・A・B))への挑戦に限り、最終年度前年度応募が可能。

4. 新学術領域研究(研究領域提案型)の主な変更点について

(公募要領(文科))

- 「国際活動支援班」は総括班の活動として実施し(任意設置)、科学研究費補助金より交付。
- 国際活動支援としての上限なし(総括班経費に含めて計上)

3. 挑戦的研究(開拓・萌芽)の応募に当たっての留意事項

(公募要領 学振 P15)

○平成30年度公募分より、中区分での審査。

○特設審査領域の設定。

- ・とりわけ学術的要請の高いと思われる領域の研究に対して時宜を得た学術の振興を行うことを目的として、挑戦的研究の枠組の下、必要に応じて**審査区分表とは別に時限設定**。
- ・平成30年度公募では以下の2つの特設審査領域を設定。
 - ・高度科学技術社会の新局面
 - ・超高齢社会研究
- ・応募総額、研究期間、重複制限は「挑戦的研究」と同様
- ・公募期間は平成30年度公募から3年度目(平成32年度公募)まで
- ・特設審査領域の採択者を対象とした「研究代表者交流会」を開催予定

4. 基盤研究(B・C)(特設分野研究)の応募に係る留意事項

(公募要領 学振P13、14)

- 「特設分野研究」は、審査希望分野の分類表である「審査区分表」とは別に平成26年度公募から新たに設けられた審査区分です。
- 現行の細目では審査が困難と思われる研究課題で、特設分野に関連する幅広い視点から審査されることを希望する応募者に開かれています。

【平成30年度公募分野】<採択予想課題数：分野ごとに30件以内>

設定年度	応募可能な研究期間	分野
平成28年度	3年間	「グローバル・スタディーズ」「人工物システムの強化」「複雑系疾病論」
平成29年度	3～4年間	「オラリティと社会」「次世代の農資源利用」「情報社会におけるトラスト」

※平成30年度新規の審査分野の設定はありません。

【応募に当たっての留意事項】

- ・各分野の設定は5年間、公募期間は分野設定年度から3年度目までとし、応募可能な研究期間は公募期間2年度目は3年～4年間、公募期間3年度目は3年間となる。
- ・採択者を対象に、研究代表者交流会を開催。

審査方式について

- 基盤研究(B)と基盤研究(C)は区分せずに審査されます。
- 書面審査と合議審査を同一の審査委員が実施します。
- 応募件数が多数の場合、研究計画調書の概要版等による審査を行うことがあります。

審査結果の開示について

- 合議審査対象課題で採択されなかった課題については、開示を希望している場合に限り、書面審査の結果と併せて「審査結果の所見」を電子申請システムにより開示する予定です。